（上席調査官及び調査官）

第二百八十五条　各税関を通じて総務部に、上席調査官四十六人以内及び調査官九十八人以内を置く。

［２・３　略］

（監視部に置く課等）

第二百八十六条　［略］

２　［略］

３　統括監視官、特別監視官及び保税地域監督官の各税関別定数は、次のとおりとする。

	統括監視官	特別監視官
函館税関	三人	一人
東京税関	二十人	三人
横浜税関	十七人	三人
名古屋税関	八人	四人
大阪税関	十三人	三人
神戸税関	十七人	四人
門司税関	五人	三人
長崎税関	五人	一人
合　計	八十八人	二十二人

［略］

（統括監視官の職務）

第二百九十二条　統括監視官は、命を受けて、次に掲げる事務（特別監視官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

［一・二　略］

三　旅客及び乗組員の携帯品その他これに類するものに係る関税、内国消費税及び貨物割並びに国際観光旅客税の賦課及び徴収に関すること（第三百三条第一項第二号及び第三号に掲げる事務並びに統括審査官、特別審査官、統括分析官、特別分析官、総括関税鑑査官、総括関税評価官及び統括調査官の所掌に属するものを除く。）。

［四～十一　略］

（上席監視官及び監視官）

第二百九十八条　各税関を通じて監視部に、上席監視官三百十七人以内及び監視官三百七十八人以内を置く。

［２・３　略］

（上席調査官及び調査官）

第二百九十九条　各税関を通じて監視部に、上席調査官三十四人以内及び調査官三十五人以内を置く。

［２・３　略］

（上席調査官及び調査官）

第二百八十五条　東京税関の総務部に、上席調査官二十二人以内を、神戸税関の総務部に、上席調査官五人以内を、大阪税関の総務部に、上席調査官三人以内を、名古屋税関、門司税関及び長崎税関の総務部に、上席調査官それぞれ二人以内を、横浜税関の総務部に、上席調査官一人を、各税関を通じて総務部に、調査官九十人以内を置く。

［２・３　同上］

（監視部に置く課等）

第二百八十六条　［同上］

２　［同上］

３　統括監視官、特別監視官及び保税地域監督官の各税関別定数は、次のとおりとする。

	統括監視官	特別監視官
函館税関	二人	一人
東京税関	二十人	三人
横浜税関	十七人	二人
名古屋税関	八人	四人
大阪税関	十三人	三人
神戸税関	十七人	四人
門司税関	五人	三人
長崎税関	五人	一人
合　計	八十七人	二十一人

［同上］

（統括監視官の職務）

第二百九十二条　統括監視官は、命を受けて、次に掲げる事務（特別監視官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

［一・二　同上］

三　旅客及び乗組員の携帯品その他これに類するものに係る関税、内国消費税及び貨物割並びに国際観光旅客税の賦課及び徴収に関すること（統括審査官、特別審査官、統括分析官、特別分析官、総括関税鑑査官、総括関税評価官及び統括調査官の所掌に属するものを除く。）。

［四～十一　同上］

（上席監視官及び監視官）

第二百九十八条　各税関を通じて監視部に、上席監視官二百八十七人以内及び監視官三百六十二人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席調査官及び調査官）

第二百九十九条　各税関を通じて監視部に、上席調査官三十一人以内及び調査官三十四人以内を置く。

［２・３　同上］